

平成29年度

第1回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会農地部会議事録

平成29年4月28日、千葉県農業委員会農地部会長 鈴木 武夫は、平成29年度第1回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第4号	耕作放棄地に係る農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	3件
議案第5号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	43件
議案第6号	農用地利用配分計画（案）の意見について	1件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	10件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	21件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	46件
報告第4号	地目変更について	13件

<出席委員> (15名)

1番	橋本 泉	2番	長谷部 衡平
3番	小林 正明	6番	鈴木 武夫 (農地部会長)
7番	中島 賢治	8番	猪野 幹夫
9番	宮崎 一雄	10番	蛭田 浩文
11番	浅尾 孝	13番	竹下 洋一
14番	長谷川 功	15番	石橋 幹男
16番	高澤 義信	17番	小川 隆良

<欠席委員> (3名)

4番	笠川 泰雄	5番	武津岡 広治
12番	大塚 久 (職務代理者)		

<事務局説明員>

事務局長	加瀬 秀行	次長	岡本 茂之
次長補佐	橘 菌俊朗	農地指導班長	今井 正隆
農地利用最適化推進班長	福島 悟	農地審査班長	江上 章子

<農政部説明員>

農政課農地保全班長	中村 健一
-----------	-------

議長
(鈴木武夫部会長)

開 会 (午後 1時30分)

ただ今から平成29年度第1回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、17名中、14名出席ですので、会議は成立しております。

日程第1の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。3番・「小林 正明」委員、7番・「中島 賢治」委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第2の議事に入らせていただきます。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長
(宮崎一雄委員長)

ご説明いたします。はじめに第1項です。

お手元の資料の1-1をご参照願います。

本案件は、権利者であります、緑区平川町在住の方が経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、落花生を予定しております。

次に、第2項は、第3項から第6項との関連案件ですので、一括してご説明します。

お手元の資料の1-2～5及び1-6をご参照願います。

本案件は、権利者であります緑区の一般法人が、経営規模を拡大するため、賃借権の設定を行うものです。

申請地の取得後の作目は、パクチー及びミニトマトを予定しております。

第1分科会としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、また、第2～6項議案につきましては、それらに加え、同法第3条第3項各号の「解除条件」、「地域における役割分担」及び「業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事する」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

議案第1号について事務局より補足説明願います。

事 務 局

分科会での主な質疑についてご報告します。

第2項から第6項の権利者である法人の販売ルートについて、ご質問がありました。これについて、主な販売先としては量販店に卸しているとのことでした。

補足説明は、以上でございます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第1分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本 泉委員

第2項から第6項の株式会社についてですが、現在7千平米強の農地を経営しており、更に42千平米強の農地に賃借権を設定し、パクチー、ミニトマトを栽培する計画ですが、どのような法人か、もう少し詳しく教えてください。

事 務 局

申請時に提出のありました、法人登記簿等からご説明いたします。当該法人は緑区平山町に本店を置いておられ、主な目的としましては、農作物の生産、加工及び販売、食品の製造、加工及び販売、農業用の機械・器具の販売とされております。資本金の額は1億89百万円とのことでした。また、当該法人社員からの聞き取りによりますと、従業員は現状で48名が従事しており、新たに20人から30人の従業員の増員を予定しているとのことでした。

議 長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手全員 ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は許可と決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長
(宮崎一雄委員長)

ご説明いたします。

なお、第1項から第3項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに、第1項です

お手元の資料の2-1をご参照願います。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、車両置場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、県立千葉特別支援学校から北東に約600mに位置する農地です。

農地区分は、一部は市街地化の著しい区域内にある農地であることから第3種農地、一部は市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と車両置場・資材置場等が混在しております。

被害防除は、排水につきましては雨水を自然浸透で処理します。また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第2項です

お手元の資料の2-2をご参照願います。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、共同住宅用地とするため、所有権を取得するものです。

申請土地は、市立源小学校から南東へ 約200mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断しました。

現況は休耕中で、周辺は住宅地の中に農地が点在しております。

被害防除は、排水につきましては汚水につきましては、污水管に接続します。雨水につきましては、抑制施設で抑制後、側溝に接続します。

また、周囲にブロックを設置し、雨水、土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第3項です

お手元の資料の2-3をご参照願います。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、資材置場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、市立坂月小学校から北東へ約350mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、

第2種農地と判断しました。

現況は休耕中で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。また、周囲にブロックを設置し、雨水、土砂の流出を防止します。

次に、第4項です

お手元の資料の2-4をご参照願います。

本案件は、貸駐車場用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、花見川区役所から北東へ約600mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、被害防除は小堰堤を設置して、雨水の流出を防ぎ、自然浸透で処理します。また、周囲にブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第5項です。本項は第6項との関連案件ですので、一括してご説明します。

お手元の資料の2-5～6をご参照願います。

本案件は、車両置場用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、市立坂月小学校から南西へ約500mに位置する農地です

農地区分は、市街地化の著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。また、周囲を柵で囲い敷地境界線側に溝を

議長
(鈴木武夫部会長)

設置し、土砂及び雨水の流出を防除します。

第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

事務局

議案第2号について事務局より補足説明願います。

分科会での主な質疑についてご報告します。

第1項について、権利者の法人について、千葉市内の拠点はどこにあるのかという、ご質問がありました。これについて、美浜区新港に「千葉営業所」が、花見川区犢橋に「千葉北基地」があります。

また、第2項の一体利用地について、農地転用許可日がいつかというご質問がありました。

一体利用地は平成4年に4条許可を出しております。

補足説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第1分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

小林正明委員

第1項についてですが、私が現地で意見をいろいろ述べましたが、ただいまの事務局からの説明に反映されておられません。そのあたりはどういうことになっておりますか。

事務局

ご説明が漏れてしまった点がございましたが、近隣住民への説明を行うことや、通学する小学生に十分配慮する措置をとるよう、当該法人に対し十分に申し入れさせていただきます。

小林正明委員

近隣とかで無く、出入り口はどこで、何時ごろ、どういう車両が出入りするか、町内にきちんと説明することを現地できちんと言ったつもりです。そこを事務局も取り上げていただかないと、そんなあやふやな形の現地調査をしたのか、ということになるので、どうか事務局もそのあたりを反映してください。以上です。

議長
(鈴木武夫部会長)

他に、質問、意見等ございますか。

石橋幹男委員

第1項及び第3項ですが、賃料を教えてください。

事務局

第1項につきましては、月額賃料が50万円、第3項につきましては、月額賃料が16万円でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手全員 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

次に、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長
(宮崎一雄委員長)

ご説明いたします。

本案件は、地元農業委員による現地調査案件でございます。

第1項です。鈴木 武夫委員から、申請農地は、すべて自ら耕作の用に供していることを確認した旨の現地調査結果報告書が、農地部会長あてに提出されております。

第1分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、適格者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議場

——— 質問・意見等無し ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手全員 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は、承認と決定いたします。

次に、議案第4号「耕作放棄地に係る農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長
(宮崎一雄委員長)

それでは、ご説明いたします。

資料の議案第4号をご参照願います。

資料は位置図及び公図で構成されております。

第1項については、緑区大木戸町の田1筆、面積528平方メートル、第2項は、緑区大椎町の田1筆、面積398平方メートル、第3項は、緑区大椎町の畑1筆、面積171平方メートルとなります。

申請書によりますと、3件の申請地はいづれも、東京都渋谷区道玄坂の法人が昭和46年から48年にかけて購入し、条件付所有権移転登記を設定している農地で、法人が購入後は申請人は耕作を放棄し、40年以上ものあいだ耕作されておらず、現在は山林原野化の様相を呈し、人力又は農業用機械では、耕起・整地をすることが非常に困難な状況にあるとのことでした。

4月13日に、第1項については、地元地区担当の野崎委員、第2項、第3項については橋本委員と事務局により事前に現地調査を実施した結果、対象地の地理的要因により多数での立ち入りによる踏査が困難であること、また現況が明らかに山林原野化の様相を呈していると判断されたことから、鈴木農地部会長と協議し、野崎、橋本両委員の現地調査報告に基づき、事前調査時に撮影した現地写真及び関係図書による判断を実施し、その結果については、鈴木部会長より分科会において報告しております。

第1分科会としましては、農地法第2条第1項に規定する「農地」には該当しないものと判断し、証明交付について、「承認相当」と意見決定いたしました。

第1分科会委員長 (宮崎一雄委員長)	以上でございます。
議 長 (鈴木武夫部会長)	ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。
議 場	—— 質問・意見等無し ——
議 長 (鈴木武夫部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第1分科会委員長の説明のとおり、証明交付について「承認」とし、証明を交付することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	—— 挙手全員 ——
議 長 (鈴木武夫部会長)	賛成全員でございますので、議案第4号は「承認」と決定いたします。
	次に、議案第5号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。
	それでは、第1分科会委員長ご説明をお願いします。
第1分科会委員長 (宮崎一雄委員長)	ご説明いたします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 第1項は、さいたま市南区四谷在住の方の所有する、若葉区更科町の畑1筆、面積902㎡を同区大井戸町在住の農家の方に所有権を移転するもので、対価は10アールあたり776,053円です。

第2項及び第3項は、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件のため、一括してご説明します。

千葉みらい農業協同組合が緑区下大和田町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積7,391㎡を賃借にて借り上げ、同区誉田町の農家の方に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

第4項は、花見川区長作町在住の農家の方が、若葉区佐和町在住の方の所有する、同町の畑6筆、合計面積7,049㎡に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は6年です。

第5項から第7項は、権利者が同一のため一括してご説明します。若葉区谷当町在住の農家の方が、同町在住の方、他2名の方の所有する、同町の田6筆、合計面積13,543㎡に賃借権を設定するもので、第5項及び第6項が新規、第7項が再設定で設定期間はいずれも10年です。

第8項から第43項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件のため、一括してご説明します。件数が多いため別に農地中間管理事業利用権設定農地一覧を作成しておりますので、33ページから36ページをご参照ください。

千葉県園芸協会が花見川区犢橋町在住の方、他35名の方の所有する田114筆、畑2筆、合計面積72,397.56㎡に賃借権を設定するもので、設定期間はすべて20年です。

第1項から第43項までの合計面積は101,282.56㎡です。本計画(案)は、本市において基本構想に適合する

とともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第1分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、第1分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

橋本 泉委員

農地中間管理機構に係る件についてですが、37ページの議案第6号の法人が受け手側の法人ではないかと考えますが、田を借りて葉物野菜を栽培すると思われるのですが、田でどのように栽培するのか、わかる範囲で教えてください。

事務局

このあと議案第6号で農政部から説明させていただきますが、おっしゃるとおり、一旦中間管理機構が72千平米を借上げて、その法人へ貸しつける形になります。

犢橋土地改良区の中の田んぼへハウスを作って、ベビリーフを栽培するという計画です。法人の詳細につきましては、次の議案で農政部の方からご説明いたします。

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手全員 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、原案どおり決定いたします。

次に、議案第6号「農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします

議長
(鈴木武夫部会長)

本案件は、部会委員全員による審議を経て意見を決定することが適当であることから、第1分科会では、事務局による議案説明を行い、意見決定は行っておりません。

また、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、千葉市長の依頼により意見を申述するものです。

本日、説明員として、市農政部の方の出席をお願いしておりますので、入室・説明をお願いします。

議場

===農政部入室===

農政部

議案第6号議案について、ご説明いたします。

本案件は、「議案第5号第8項から第43項」でご審議いただきました千葉県園芸協会が中間管理権の取得を予定する農地を、農業経営開始を希望する担い手へ貸し付けるため、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定」により、市長が農業委員会に対して農用地利用配分計画（案）について、意見を求めるものでございます。

農地中間管理事業では、中間管理機構に指定された千葉県園芸協会が、農地の「貸し手」と「借り手」の交渉等を経て、農地の「貸し手」から農地法第3条または農業経営基盤強化促進法による利用権により、中間管理権を取得します。

先ほどご審議いただきました「議案第5号第8項から第43項の案件」がこれにあたります。

併せて、機構から「借り手」への貸付けの手続きが行われます。

機構は、中間管理権を取得した農地を貸し付ける場合には、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項」により、農用地利用配分計画（案）を作成し、県の認可を受ける必要があります。

この手続きにおいて、機構は、市に計画（案）の作成を

求めることができ、市は、農業委員会に計画（案）について意見を求めることができる旨、同法第19条において規定されておりますことから、本案件は、この計画案について意見を求めるものです。

それでは、議案第6号の中身のご説明に入る前に、今回の借受者であります、法人の概要・経緯について説明いたします。設立は平成29年3月31日になります。この法人は名古屋市中区に本店を置く、食料品業の法人の子会社であり、農地所有適格法人です。代表取締役は、親会社の部長です。作目としましては、ベビーリーフの生産加工販売を予定しております。ベビーリーフとは、発芽後10日から30日程度の若い葉を刈り取ってミックスしてサラダに供するものです。現時点では、親会社の社員4人でスタートしておりますが、秋までには、現地の方を役員を1人、プロパー社員を2～3人、来春にハウスが稼働することにはパートを8～10人雇い入れる予定であります。今年度、国の事業を活用してハウスを建設し、ハウスによるベビーリーフ栽培を行います。75棟ほど建設するのに年度末までかかるため、今年度の販売は無い見込みです。平成30年度の販売目標は27,649千円、31年度の販売目標は63,915千円となっております。

千葉市への参入の経緯ですが、平成27年4月に熊本市に本店を置きます、ベビーリーフを生産する法人が千葉市への参入を予定し、犢橋土地改良区内の土地を使って、ベビーリーフ生産を検討しておりましたが、その法人の株主である、名古屋市中区に本店を置く、食料品業の法人も昨年の夏から一緒に参入を計画しましたが、結果として熊本市に本社を置く法人は熊本地震の影響から撤退を決定し、名古屋市中区に本店を置く法人が新法人を設立して、参入に至りました。また、名古屋市中区に本店を置く法人は、同様のベビーリーフを生産する法人を昨年3月に山梨県北杜市で設立し稼働しております。なお、名古屋市中区に本店を置く法人はトマトの生産で有名ですが、トマトも同様に子会社を設立し全国30～40か所で生産を行っております。

賃借期間につきましては、国の事業により建てるハウスの耐用年数が14年であることを考慮し、地元と協議の上

20年間としております。

賃料につきましては、10アールあたり12千円に、土地改良区賦課金5千円を加えた、10アールあたり17千円となっております。

それでは、議案第6号の中身について説明させていただきます。

第1項は、花見川区犢橋町の田114筆、畑2筆面積72,397.56㎡を花見川区犢橋町所在の法人に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成49年4月30日までの約20年となります。

本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号」に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

議案第6号の説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ありがとうございました。

ただいまの農政部の説明について、質問等ございましたらお願いします。

なお、本案件に係る意見につきましては、市農政部退室後、改めて、お伺いいたします。

橋本 泉委員

これは土地改良区内の土地改良がおこなわれており、農業振興地域内の農用地かと思いますが、現況が良くわかりませんが、遊休農地が無い更地の状態なのか、遊休農地が非常に多いところなのか教えてください。

農政部

犢橋土地改良区は水稻の生産を目的に基盤整備を実施されていましたが、現在については、稲作を行っている農家もおりますが、割合としましては、少なくなっております。その他に、畑地として利用されている方、休耕中ですが保全管理をされている方がおまして、思ったほどには荒れている農地はございません。

橋本 泉委員

思ったほど荒れていないということですが、それでは、田んぼの畦畔を撤去してハウスを建てると思うのですが、

畦畔を撤去して、すぐにハウスを建てられる状態なのか、もし盛り土ということになれば、軽微な農地改良等の手続きが必要になるのでしょうか、農業委員会の方はどのようにお考えでしょうか。

農 政 部

農業委員会の答えの前に、ご説明いたします。

聞いている範囲では、軽微な農地改良は行なわず、畦畔も取り除かず地型にあわせて、ハウス75棟を建てるということ、また、基礎が無い地面に支柱を刺すパイプハウスを建てるということです。

事 務 局

農地転用及び軽微な農地改良についてご説明いたします。基本的には農政部からの説明のとおり、切り土盛り土は極力行わず最小限に抑えたいということですが、出荷場やハウスを建てる作業中に現場作業員の小屋を作りたいという相談を受けておりました、そちらにつきましては、農地転用に該当しますので、手続きについて指導してまいりたいと思います。

橋本 泉委員

そうすると湿田だと思いますが、畦畔を取り除かず、盛り土もしないということですが、ハウス75棟を建てられるのでしょうか。

農 政 部

実際には、借り受けた土地を全てハウスにして生産するというよりも、条件の良いところを選んで、または条件の悪いところは暗渠や明渠等排水を整備してハウスを建ててる。最初はハウス栽培から始めていきたいと聞いております。

議 長
(鈴木武夫部会長)

ベビーリーフを生産する法人ということですが、ベビーリーフについて詳しくお聞かせください。

農 政 部

ベビーリーフとは、発芽後10日から30日程度の若い葉物野菜の葉を刈り取って、複数種類をミックスしてサラダに供するものです。

議 長
(鈴木武夫部会長)

葉物野菜の種類は何か。

農 政 部

水菜、ルッコラ、ほうれん草など、彩りのあるものです。ちなみに親会社の名古屋市中区に本店を置く法人は、横浜市に加工施設を持っており、現地で収穫後、ふるい分け

したものを加工施設まで運搬し、洗浄後にパックします。消費者はパックから取り出してそのまま食することができます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

他に質問等無いようですので、ここで、市農政部の方の退室をお願いします。本日は、ご多忙のところありがとうございました。

議 場

===農政部退室===

議 長
(鈴木武夫部会長)

それでは、引き続き、ただいまの農政部、事務局の説明及び質疑応答を踏まえ、千葉市に付すべき意見がありましたらお願いします。

議 場

—— 意見無し ——

議 長
(鈴木武夫部会長)

付すべき意見が無いようですので、お諮りします。
農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することとに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙 手 ——

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、「意見なし」と決定いたします。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第4号までを一括して上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の40ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、10件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の43ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、21件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の47ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の52ページまでに46件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の53ページをご覧ください。

報告第4号「地目変更について」は、13件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの報告第1号から第4号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議場

——— 質問・意見等無し ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

以上をもちまして、平成29年度第1回農地部会を閉
会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまし
て、ありがとうございました。

閉 会 (午後 2時20分)